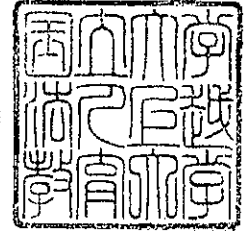


国立大学法人上越教育大学学長選考について（公示）

令和6年9月27日



国立大学法人上越教育大学学長選考・監察会議

国立大学法人上越教育大学学長選考規則第2条の規定に基づき、下記により学長選考を実施します。

記

- 1 学長選考を行う理由
令和7年3月31日をもって現学長の任期が満了するため
- 2 学長候補者に求められる資質・能力等（学長選考規則第4条）
人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者
〈望ましい学長像〉

次期学長は、本学に求められる社会的役割を果たすため、創設の趣旨・目的及び大学憲章の理念を追求する強い意欲を有するとともに、次のような資質・能力を持った者であることが望まれる。

- 本学を取り巻く状況が厳しさを増す中、明確なビジョンの下、大学運営と大学経営の最高責任者として具体的な戦略を立て、それを実現しようとする強い意志と指導力を備えていること。
- 附属学校園を含む本学構成員と円滑にコミュニケーションを行い、その意欲と創意を引き出し、牽引するリーダーシップを有すること。
- 本学の特色を最大限に発揮し、教員養成系大学の広域拠点大学として、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する構想力と実行力並びに本学の存在意義を高める強力な発信力を有すること。
- 本学の財政基盤の強化を図るとともに、効果的な資源配分による大学運営を実施する優れた経営力を有すること。
- 地域における学校教育の発展に積極的に寄与するとともに、教育研究の成果を社会に発信・還元し、時代に対応した教師教育に取り組む強い意志を有すること。

- 3 学長の任期（学長選考規則第13条）
令和7年4月1日から令和13年3月31日まで
ただし、現学長が再任された場合は令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 学長選考の方法及び日程等
 - (1) 推薦（学長選考規則第5条）
 - ① 次のいずれかの推薦による。
 - ア 学長選考・監察会議委員の推薦
 - イ 学長選考・監察会議委員を除く意向聴取の有資格者10人の連署による推薦
 - ② 推薦は、本人の同意を得た上で、所定の推薦書に本人の履歴書を添えて学長選考・監察会議に提出して行うものとする。
 - ③ 推薦の受付期間
令和6年9月30日（月）から令和6年10月9日（水）までとする。

- (2) 学長候補適任者の絞り込み（学長選考規則第6条）
令和6年10月21日（月）開催予定の学長選考・監察会議において、推薦のあった学長候補適任者を5人以内に絞り込む。
- (3) 所信等の公表（学長選考規則第7条）
令和6年11月11日（月）（予定）に、学長候補適任者から提出のあった所信及び学長選考・監察会議からの質問に対する回答書を学内専用ホームページ(MyJUE)ポータルサイト）において公表する。
- (4) 意向聴取（学長選考規則第8条）
 - ① 意向聴取実施の期間
令和6年11月25日（月）から令和6年11月27日（水）（予定）
 - ② 意向聴取の実施に関する公示日
令和6年11月19日（火）（予定）
- (5) 学長候補適任者に対するヒアリング（学長選考規則第9条）
令和6年11月28日（木）（予定）
- (6) 学長候補者の決定（学長選考規則第10条）
令和6年11月28日（木）開催予定の学長選考・監察会議において、学長候補者を決定する。

以上